

配偶者暴力の被害者の自立支援に関する施策

被害者の自立を支援することは、被害者が展望を持って生活をするために重要であり、配偶者暴力防止法では、被害者の自立支援を図ることが国・地方公共団体の責務として規定されています。被害者が生活を再建するために活用し得る支援施策を分野ごとにまとめました。

住居の確保

女性自立支援施設

→厚生労働省（女性相談支援センター）

母子生活支援施設

→こども家庭庁（福祉事務所）

公営住宅への優先入居

セーフティネット登録住宅制度

→国土交通省（地方公共団体の担当課）

経済的支援*総合的なもの

生活保護制度

生活困窮者自立支援制度

→厚生労働省（福祉事務所）

児童手当

児童扶養手当

→こども家庭庁（地方公共団体の担当課）

特別児童扶養手当

→厚生労働省（地方公共団体の担当課）

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

→こども家庭庁（地方公共団体の担当課）

身元保証人確保対策事業

→こども家庭庁（全国社会福祉協議会）

医療・年金

❖ 無料低額診療事業

→厚生労働省（福祉事務所）

❖ 医療保険制度における取扱い

→厚生労働省（地方公共団体の担当課）

❖ 国民年金制度における取扱い

→厚生労働省（年金事務所）

就業支援

雇用保険制度

→厚生労働省（労働局・ハローワーク）

特定雇用開発助成金・

トライアル雇用助成金【▶事業主】

→厚生労働省（労働局・ハローワーク）

ハロートレーニング（公的職業訓練）

→厚生労働省（ハローワーク）

母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭自立支援給付金・

父子家庭自立支援給付金事業

→こども家庭庁（地方公共団体の担当課）

子育て支援

■ 一時預かり事業

■ 子育て支援短期利用事業

（ショートステイ・トワイライトステイ）

■ 地域子育て支援拠点事業・

■ ファミリー・サポート・センター

→こども家庭庁（地方公共団体の担当課）

■ 就学援助・奨学金

→文部科学省（地方公共団体の担当課）

法律相談

DV等被害者法律相談援助制度

→法務省（法テラス）

※主に、避難後の自立支援施策を記載しています。
※活用するには個別の要件があります。制度所管省庁や配偶者暴力相談支援センター、または地方公共団体の窓口にご確認ください。